

## 京都産業大学における公的研究費の不正防止対策と不正防止基本計画

### 1. はじめに

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則し、本学において実施している不正防止対策と、不正防止基本計画について、次のとおり公表いたします。

### 2. 不正防止対策について

#### (1) 不正防止体制の構築

①研究倫理規程（H19.10.1 制定）を整備し、本学の研究活動における研究費の執行・管理の責任者を以下のとおり規定する。

（ア）最高責任者・・・学長

（イ）統括管理責任者・・・副学長

（ウ）執行管理責任者・・・研究機構長

なお、執行管理責任者はコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育実施責任者としての責務を包含する。

②研究倫理規程の対象を、本学にて研究活動に従事する者とし、学生にあっても研究活動に関わる場合は研究者として取り扱う。

#### ③不正等の通報窓口の設置

通報等を含めた不正に関する相談窓口担当者を総務部課長（総務担当）と定める。

#### ④調査委員会の設置

不正が疑われる場合は、調査委員会を設置し、速やかに不正の嫌疑についての調査を実施する。調査委員会の構成は、次のとおり。

（ア）統括管理責任者

（イ）執行管理責任者

（ウ）被通報者の所属長

（エ）通報相談窓口担当者

（オ）外部有識者 若干名

（カ）その他統括管理責任者が認める者 若干名

#### (2) 研究倫理順守体制の構築

①研究倫理規程（H19.10.1 制定）、研究倫理委員会規程（H21.4.1 制定）、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程（H21.4.1 制定）、利益相反管理細則（H23.11.1 制定）、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」（H29.3.1 制定）を整備し、研究活動における不正行為のみならず、研究倫理違反、利益相反についても対応する。

②研究倫理として対象となる活動を、「研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むもの」とす

る。」と規定する。

③研究倫理として対象となる研究者を、本学にて研究活動に従事する者とし、学生にあっても研究活動に関わる場合は研究者として取り扱うこととする。

④研究倫理規程においても、不正を含む研究発表及び研究費の不適切な執行を包含し、社会の信頼を喪失する行為を禁止する。

⑤研究倫理委員会の設置

研究倫理違反が疑われる場合は、研究倫理委員会を設置し、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」に基づき速やかに倫理違反の嫌疑についての審議を実施する。研究倫理委員会の構成は、次のとおり。

(ア) 研究機構長

(イ) 大学院長

(ウ) 教学センター長

(エ) 倫理審査委員会委員の中から研究機構長が指名する者

(オ) 学長室長

(カ) 外部有識者 若干名

⑥人を対象とする実験・研究等の実施については、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会を設置し、その実施内容について審議を行う。同審査委員会の構成は次のとおり。

(ア) 研究機構長

(イ) 学長が指名する教育職員 6名

(ウ) 申請者の所属長又は学科主任

(エ) 法律系教育職員 若干名

(オ) 医師 1名

⑦利益相反への対策

(3) 研究者への不正防止への取組

①不正防止研修会の開催（年2回）と研究倫理教育の実施

公的資金の獲得を目指す研究者を対象として、原則として年2回の不正防止研修会を実施するとともに、定期的な研究倫理教育の履修を義務づける。

②誓約書の提出

研究倫理教育の内容を理解したうえで、学内諸規程を遵守することへの誓約書の提出を求め、研究者個人の不正防止への意識向上に取り組む。

③内部監査の実施

ガイドラインに則し、本学の監査室の協力を得て、分担研究も含め公的研究費を用いた研究課題の10%以上の研究課題の内部監査を毎年実施。

④現場の活動を考慮した公的資金運用の手引の作成と配布

研究費の執行を担当する事務局と研究者の意見交換に基づく、実用性のある研究費執行の手引を作成し、より実用的な不正防止を考慮した研究費の執行ルールの実施を改訂を実施。

⑤事務職員による研究費の執行確認の徹底

一定の範囲を除き、物品調達等の事務発注・検収を徹底するとともに、事後承認の排除を徹底。

#### ⑥研究経費の集中管理と透明性の確保

複数の公的研究費の運用を想定し、研究費毎の固定した担当制を排除し、複数の研究費を同時に複数の事務職員が確認・執行できる体制を構築。また、研究者と担当事務職員の癒着防止を徹底し、公的資金管理事務部門の個人メール等の利用を禁止している。

#### ⑦事前相談の徹底

公的研究費執行の手引にて定められていない経費の執行については、事前相談をもって、事務局と研究者の対話により、説明責任が担保できる執行となるよう協議を行い、説明責任が担保できる場合に限り、公的研究費の執行とする。

#### ⑧事務職員の研修

研究者と同様、不正防止研修会への参加と研究倫理教育の履修を義務付けるとともに、外部の研修会や説明会、また、他機関の事例などを調査研究し、硬直化しない運用ルールの整備に努めている。

#### ⑨啓発活動の実施

適切な研究活動や研究費執行が行われるように、上記の取組に加えて、執行ルールの確認及び不正事例の周知・共有等を行い、本学教職員の一層の意識向上・浸透を図る。

### 3. 不正防止基本計画

#### (1) 内部監査の強化と研究費の執行ルールの不断の見直し

ガイドラインに則し、分担研究も含め公的研究費を用いた研究課題の10%以上の研究課題の内部監査を毎年実施する以外に、内部監査室の視点における本学研究費の執行ルールそのものへのチェックを行い、説明責任が十分に果たせないルールの有無についての監査を実施する。

#### (2) 諸規程の制定・改正

研究費の執行ルールと大学の諸規程との不整合を確認し、規程の見直しと必要な規程の制定に取り組む。

#### (3) 定期的な研究倫理教育と不正防止研修会の実施

研究者だけでなく、関係する事務職員においても、定期的な研究倫理教育と不正防止研修会への参加を義務付けるとともに、不正防止への誓約書の提出を求める。

また、特に事務職員については、第三者的な視点で、研究者の不正防止、研究倫理違反を抑止できる対応を求める。

#### (4) 業者との取引状況の把握と誓約書徴収

業者との取引状況を把握し、一定の取引実績等を有する業者に対しては、不正な取引等に関与しない旨の誓約書の提出を求める。

以 上